処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第１２条の３
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第５条第１項第３号～第５号（許可の基準）、第９条の１３第１項第１号（年少射撃資格の認定）、第１２条の３
処　分　基　準： 法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は第９条の１３の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第５条第１項第３号～第５号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：